新給食センターに雪氷冷熱冷房導入

現在改築中で平成24年度稼動予定の学校給食センターにおいて、雪氷冷熱冷房の導入を検討しています。なぜ今、雪氷冷熱冷房なのでしょうか。

安心・安全な食品づくりを行うための衛生管理の方法に※HACCP（ハサップ／Hazard Analysis Critical Control Point）があります。新たに給食センターを整備・運営する際にも、HACCPにもとづいた衛生管理を行うことが義務づけられます。管理指標の一つに「調理環境」があり、室内湿度80％以下、室内温度25℃以下に保つことが求められます。

給食センターでは、調理するために「熱」をたくさん使用し、これが暖房効果となって室温が上昇します。気候が冷涼な本町でも、エアコンを使わなければ１年中室温を25℃以下に保つことはできません。

エアコンの動力源は電気です。電気を使用すると、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素が排出されます。「調理環境を保つために地球環境をいじめる」…のではなく、２つの環境保全をできる限り両立したいものです。

町では、エアコンの代わりに地域に降る「雪」を冷房に使えるかどうか、北海道大学の先生のアドバイスをいただきながら検討を重ね、十分に利用できるという結論に至りました。平成24年度の完成を目指し、北海道初の給食センター雪氷冷熱冷房事業を進めています。

※HACCP／食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード／Hazard）を分析し、それを最も効率よく管理できる部分（CCP／必須管理点）を連続的に管理して安全を確保する管理手法。

導入する雪氷冷熱冷房はこんなシステムです

システムは、大きな雪山をつくり、解けた融水から冷熱を取り出して冷風を送り出すもので、至って簡単です。システムの概要は下の図のとおりです。姿や形は違いますが、エアコンの仕組みによく似ています。

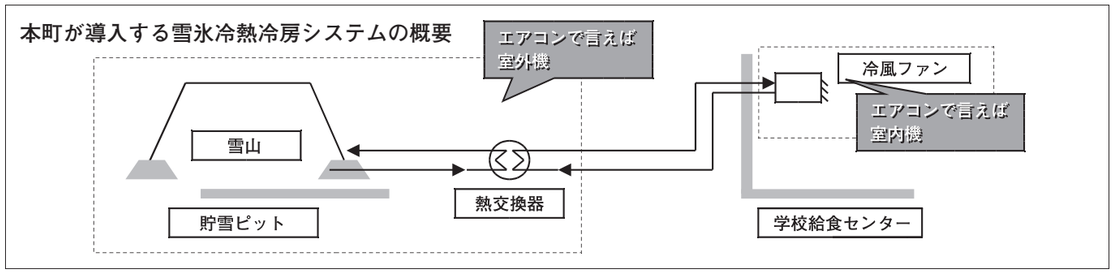

弟子屈温泉プールを貯雪ピットに再利用します

皆さんに愛され、利用された弟子屈温泉プールは、老朽化して現在は使用を中止しています。取り壊すにも費用がかかるため、何か他の利用方法はないか探していました。この度、雪氷冷熱冷房のための貯雪ピットとして生まれ変わります。

プールには、道路の排雪を670トン貯めることが可能です。この量で、給食センター厨房室を４～９月くらいまで、冷房できるものと試算しています。

貯雪ピットとして生まれ変わる温泉プール

これから注目される雪氷冷熱エネルギー

福島県で発生した原発事故以来、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーが注目されています。雪氷冷熱も、この再生可能エネルギーの一つです。

公共広告機構のコマーシャルで「見方を変えれば味方に変わる」というキャッチフレーズを耳にした方も多いと思います。これまで厄介ものとして捨てていた排雪を利用して、電気に頼らない冷房を導入する今回の取り組みは、技術的にも最先端です。

この事業は、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の助成制度である「地域再生可能エネルギー熱導入促進事業」を活用して推進しているもので、自然環境と社会環境、そして地球環境の保全に資する取り組みとして、広く発信していきたいと考えています。

問い合わせ先／役場企画財政課環境室環境政策係☎４８２-２９１３（課直通）

戸籍の電算化が始まります

第１回

町では、戸籍作成から証明書発行までの処理時間の短縮と効率化などを図るため、平成24年３月19日（予定）の稼動に向けて、戸籍事務電算化の準備を進めています。電算化により、弟子屈町に本籍がある方の戸籍をコンピューターに記録し、管理するようになります。皆さんのご理解をいただくため、今月から３回にわたり、内容についてお知らせします。

戸籍とは

日本国民の出生から死亡までの身分関係を記録した、重要な公簿です。氏名、生年月日、親子関係（父母の氏名と続柄）や夫婦関係などが記載されています。

戸籍の管理は、本籍地のある市町村で行っています。

戸籍の電算化で何が変わるの？

▼戸籍に関するさまざまな届け出から作成までが正確に速く処理され、証明書の発行までの時間が短縮されます。

▼戸籍は、現在の和紙原本からコンピューターを用いた磁気媒体に変わるため、プライバシーの保護が強化されます。

▼電算化により、手書きで書かれていた戸籍がすべて活字となり、紛らわしい書き癖などの字がなくなって、分かりやすくなります。

▼長い文章となっていた記載内容が項目化され、見やすくなります。

今までの戸籍は？

電算化により、現在の戸籍は『平成改製原戸籍』と名称が変更され、町に１５０年間保存されます。

平成24年３月の改製以前に、死亡や婚姻などですでに戸籍から除かれている方は、電算化後の戸籍には記載されません。相続などで、このような事項が記載されている証明が必要な場合は『平成改製原戸籍』を申請していただければ、交付が受けられます。

戸籍の附票は？

戸籍の附票とは、戸籍に記載されている方の住所の履歴を記録したもので、戸籍同様、本籍地のある市町村で管理しています。

戸籍の電算化に伴い、戸籍の附票も紙による記載管理からコンピューターによるデータ管理になります。

電算化後の戸籍に記録される氏名は、常用漢字や人名用漢字などの文字で記録されます。

昭和50年代まで戸籍の作成は手書きによって行われていたため、簡略化や書き癖などにより、辞書に載っていないような文字が使われることもありました。

このような文字は辞書などに載っている文字に置き換えて記録することになります。これは、戸籍の表記上の文字を置き換えるだけで、氏名そのものが変更されるものではありません。

来月の広報では、その詳細についてお知らせします。

こせきのQ＆A

Q 本籍地と住所は同じ？

A 住所は現に住んでいる所、本籍地は戸籍の所在場所をいいます。戸籍の証明を求めるときは、本籍地のある市町村役場に限られます。

Q 筆頭者と世帯主は同じ？

A 筆頭者とは、戸籍の冒頭に記載されている方をいいます。現行の戸籍法では、親、子、孫三代にわたる戸籍は禁止されていますので、祖父母と孫が同じ戸籍に入ることはありません。世帯主とは、同じ屋根の下で住み、生計を共にする家族（世帯）の代表者です。

Q 戸籍謄本と戸籍抄本は違うの？

A 戸籍謄本とは、その戸籍に記載されている全員を書き移したもので、戸籍抄本はその一部を抜粋し書き移したものです。

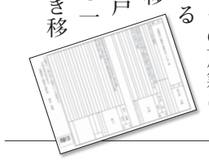

❑問い合わせ先／役場町民課住民係☎４８２-２９３４（課直通）まで。